

## 第9次丸亀市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 進捗状況について

大項目	中項目	小項目	事業の実施状況	課題	今後の方針（令和6年度～令和8年度計画）
【1】医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる体制づくり	1 医療・介護の連携強化	(1)在宅医療・介護連携推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会の医療介護連携推進部会において、地域の現状・課題について協議し、随時事業見直し、新規事業の推進を図っています。</li> <li>丸亀市在宅医療介護連携支援センターを2か所設置し、専門の相談員による医療・介護連携に係る相談支援を図っています。</li> <li>医療・介護関係者の情報共有ツールとして、「医療介護連携クラウドシステム(まんてネット)」を活用し、在宅患者等の情報共有を図っています。また、関係者間の連携用としても活用しています。</li> <li>在宅医療介護連携支援センターが実施する多職種連携研修会等の開催により、情報共有や連携の強化を図っています。また、市民を対象に在宅医療や在宅での看取りについての出前講座や講演会を開催し、在宅医療の普及・啓発を図っています。</li> </ul> <p>※別紙表1参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症発症時や災害発生時等において、在宅医療・介護連携が図られるよう平時からの、多職種の連携強化を推進していく必要があります。</li> <li>医療や介護、健康づくり部門の庁内連携を強化し、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が一体的なサービスが受けられるよう、体制の整備を図ることが必要です。</li> </ul>	<p>( 継続 見直し 廃止 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会の医療介護連携推進部会において、地域の現状・課題について協議し、事業の施策展開を図っていきます。</li> <li>丸亀市在宅医療介護連携支援センターによる医療・介護連携に関する相談支援の充実を図ります。</li> <li>医療・介護関係者の情報共有ツールとして、「医療介護連携クラウドシステム(まんてネット)」の活用を推進していきます。</li> <li>多職種連携研修会の充実及び市民へ医療・介護サービスについての的確な情報提供に努めていきます。</li> </ul>
		(1)介護サービスの基盤整備と供給量の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8期計画期間中に、看護小規模多機能型居宅介護1施設、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護1施設の指定を行いました。</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)の介護職員の宿舎施設1施設を整備し、介護職員の人材確保のための環境整備に努めました。</li> <li>県の補助金を活用する小規模多機能型居宅介護事業者の公募を実施したが応募に至りませんでした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などを地域密着サービスの更なる普及が必要とされています。</li> </ul>	<p>( 継続 見直し 廃止 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者の在宅生活を支えるため、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着サービスを推進します。</li> <li>要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できる複合的なサービスの整備が必要です。</li> </ul>
	2 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	(2)介護サービスの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8期計画期間中に地域密着サービス事業所15か所(令和5年7月末時点)、また平成30年度から香川県より指導・監査が移譲された居宅介護支援事業所6か所(令和5年7月末時点)に対し、運営指導を行いました。</li> <li>丸亀市介護サービス事業者連絡会等(ケアマネ部会・在宅サービス部会・介護施設部会)を定例開催し、医療介護連携、感染症対策、災害対策、BCP計画、口腔ケア、権利擁護等の研修や意見交換を行い、各専門職間の情報共有及び連携を強化しています。</li> <li>介護給付適正化事業において要介護認定データおよび介護給付実績データを分析するシステムを導入し、介護サービス提供事業所およびケアマネジャー向けの研修を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正等に沿った事業所対応は、規模の小さな事業所ほど困難な状況です。事務の簡素化が進んでいますが、事業所の質にムラがあり、底上げしていくことが課題となっています。</li> </ul>	<p>( 継続 見直し 廃止 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス事業者連絡会や各部会(ケアマネ部会・在宅サービス部会・介護施設部会)の研修会を継続し、市全体のサービス事業所の質の向上を図っていきます。</li> <li>災害や感染症対策に対応できる体制の整備に向けての研修や事業所間の連携の強化を図っていきます。</li> <li>計画的な運営指導を通じて「サービスの質の確保」を図ります。</li> </ul>
		(3)介護人材の確保・育成の支援及び業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生を対象に「介護の日」に関するポスターの募集と展示を行い介護現場への理解と関心を深めました。</li> <li>離島での介護人材の確保のため県の補助金を活用し募集を行ったものの、応募者がいませんでした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>深刻化する介護人材不足を踏まえ、介護人材の確保と介護現場の生産性の向上への取組みが必要です。</li> <li>ケアプランを作成するケアマネ、主任ケアマネのなり手不足。コロナ禍では判明した介護人材不足施設への介護方針に実効性を担保するものがありませんでした。</li> </ul>	<p>( 継続 見直し 廃止 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「電子申請・届出システム」の活用により、申請書類や手続き等の簡素化を図り、介護現場の文書負担の軽減に努めます。</li> <li>国・県等と連携し、介護ロボットやICTの活用など職場環境の整備に向けた情報提供等の支援を行います。</li> </ul>
		(4)介護保険制度の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌、ホームページで介護保険制度に関する情報をお知らせし、また、パンフレット、サービス事業者ガイドを作成し、相談窓口や出前講座等で説明・配布しています。</li> <li>地域の身近な相談窓口として、ランチと連携し、高齢者の実態把握や実情に応じた支援に努めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑化する介護保険制度をわかりやすく説明し、適切な利用を推進できるように相談体制の充実を図ることが必要です。</li> <li>身近な地域の相談窓口であるランチの認知度向上とその利活用の推進を行います。</li> <li>介護保険サービスを活用しない類似サービスとの違いを周知します。</li> </ul>	<p>( 継続 見直し 廃止 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が身近な地域において相談ができるよう、相談窓口(ランチ)の周知・啓発を図ります。</li> <li>様々な媒体を活用し、要介護認定申請やサービス利用方法など介護保険制度に関して、適切な情報提供に努めます。</li> </ul>
		3 高齢者の住まいの確保	(1)高齢者が安心して暮らせる住まいの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境上や経済的な理由により、自宅での日常生活が困難となった高齢者については、日常生活に必要な支援を行う養護老人ホームに入所措置を行っています。市内には2つの施設があり、定員は155名で、入所待ちはほとんどない状況です。施設に入所措置することで、高齢者の心身の健康の保持や生活の安定を図ることができています。</li> <li>高齢者のニーズに応じた、軽費老人ホーム(B型、ケアハウス)、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行っています。</li> <li>市営住宅定時募集時の高齢者優遇措置状況については、公募の際に一定程度の需要があり、選考の結果希望に添えられることもあります。また、加齢によるADL低下に配慮し、低層階への住み替えも、随時実施しています。</li> </ul> <p>※別紙表2参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養護老人ホームへ入所が必要な者へ迅速かつ適切な対応が求められます。</li> <li>親族の関係性の変化に伴い、身元引受などの入所前手続きが困難な事例が増加しています。</li> <li>市民がニーズに応じた住まいの選択ができるよう、適切な情報提供を行うことを求められています。</li> <li>身寄りのない高齢者の葬儀の取扱件数が増加しており、死亡後事務の取扱いについて市の方針を決める必要があります。</li> <li>市営住宅定時募集時の高齢者優遇措置については、供給戸数や、公募による選考の結果等により、全ての対象者に提供するに至っていません。住み替えについては、希望住宅や希望階数に添えなければ、待機となっています。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	事業の実施状況	課題	今後の方針（令和6年度～令和8年度計画）
【2】支援を要する高齢者を支える体制づくり	1 要支援者や一人暮らし高齢者等を支えるサービスの充実	(1)介護予防・生活支援サービス事業の充実	・住み慣れた自宅での生活が可能な限りできるように指定サービス以外にも緩和した基準のサービスが利用できるように支援しており、専門職のサービス身体介護までは必要としない対象者については訪問型サービスAについてはシルバー人材センターに委託し、支援を行っています。 ※別紙表3参照	・緩和基準型の訪問型サービス（訪問型サービスA）の利用を促すとともに、担い手の確保に努める必要があります。 ・多様な生活支援サービスの構築をすすめていく必要があります。	（継続 見直し 廃止） ・引き続き本人の状態に合ったサービスの利用が継続できるように適切なサービスの利用に努めます。 ・住民主体のサービス等、他事業と連携し新たなサービスの構築や利用の推進を図ります。
		(2)高齢者福祉事業の充実	・社会的孤立の解消や心身機能の維持向上を図り、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けることができるようホームヘルプサービス事業やデイサービス事業、緊急通報装置の貸与・電磁調理器の給付事業、在宅老人短期入所事業等の施策を行っており、住み慣れた地域で自立した生活を行うための必要な支援となっています。 ・火災警報器設置は対象年齢を拡充し、所管替を行いました。 ・敬老祝金の支給対象の見直しを行いました。	・高齢化のさらなる進行に伴い、多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれるため、持続可能な形で、日常生活を支援する体制を整備する必要があります。	（継続 見直し 廃止） ・財政状況を考慮しながら、安定的なサービス提供体制の構築を図ります。
	2 高齢者を支える地域の体制づくり	(1)地域の支え合いづくり（生活支援体制整備事業の推進）	・社会福祉協議会と連携し、協議体（住民主体の地域の困りごとの話し合いの場）を9か所のコミュニティに設置し、話し合いを重ねています。 ・地域の課題をしっかりと把握することで住民が中心となって仕組みづくりや既存のサービスの見直しを考えていく場を設けています。 ・先進的に事業に取り組んでいるコミュニティの活動を発表する機会を設け、他のコミュニティにも情報提供をしています。 ※別紙表4参照	・地域における継続的な福祉ネットワークを勧めるため、住民、ボランティア、シルバー人材センター、企業、行政、社会福祉協議会等の関係機関のネットワークを充実。発展させることが必要です。 ・ボランティア協会等それに代わる団体が地域の活動には必要になるのではないかと考えています。そのような活動を担う団体が新たな協力者となるよう働きかけていく必要があります。 ・働くことを必要とする年齢が上がっている状況で、地域の体制を支える人材がこれまでと変化してきており、関わり方の見直しが必要です。	（継続 見直し 廃止） ・地域の特性を活かしながら、全コミュニティ（17か所）への協議体の設置を目指します。 ・住民主体の活動や多様な主体との協働により、互助の仕組みづくりを推進していきます。 ・地域の活動の中で学生ボランティアなどを活用することで異世代交流を目指します。 ・先進的な事業を展開しているコミュニティの活動が、他地域にも広がるよう支援します。
		(2)地域のネットワークづくり	・ランチ連絡会や丸亀市サービス事業者連絡会を定期開催し、情報共有やネットワークの構築・連携に努めています。 ・民生委員児童委員、福祉ママ等地域関係者と課題を共有する等、連携の強化に努めています。 ・社会福祉協議会や企業連携型巡回見守り活動事業所との連絡会を開催し、見守りの体制強化に努めています。 ・「元気いっぱい！長生き体操」や「ふれあいサロン」等体制づくりの支援や住民相互活動の継続支援を行っています。 地域の関係団体や関係機関、サービス提供事業者等が連携し日常的に見守りが行われる機会が増えています。	・地域の関係団体や関係機関のネットワークをより充実・発展させ、地域における効果的なネットワークの構築を進めていく必要があります。 ・地域の福祉活動やボランティアの高齢化等による担い手不足が懸念されるため、新たな人材育成や住民相互ので支え合う地域づくりが必要です。	（継続 見直し 廃止） ・地域の見守り活動の基盤となる関係者間で地域課題を共有し、ネットワークの強化を行います。 ・庁内関係課と連携し、地域のボランティア等人的資源の発掘・連携を行い、住民相互で支え合う地域づくりを行います。
		(3)地域ケア会議の推進	・自立支援型の地域ケア会議を定期開催し、広く介護支援専門員の資質の向上や多職種が連携し課題解決に向けて取り組んでいます。 ・困難ケースのケア会議を開催し、地域住民を巻き込んだ課題解決に向けての地域づくりや活性化に取り組んでいます。 ・多職種が連携し顔の見える関係作りの強化に繋がっています。 ※別紙表5参照	・個別の課題を積み重ねて政策形成に活かせる課題抽出や社会資源の開発が出来ていないため、政策形成に活かせる課題解決の取り組みが必要です。	（継続 見直し 廃止） ・専門職等多職種が連携を強化した取り組みがますます必要になります。 ・政策形成に活かせる課題解決の取り組みが必要です。 ・生活支援コーディネーターや協議体等とも連携し地域に共通する社会資源の開発が必要です。
		(4)高齢者の移動支援	・モデル事業を参考にしながら、希望コミュニティに高齢者の外出支援が円滑に実施できる体制づくりをしました。 ・実施コミュニティに定期的な連絡会に出席し状況を把握しました。また、他のコミュニティとの意見交換会の場を設けることで課題があれば他のコミュニティを参考に課題解決に努めました。 ・利用者にとっては外出の機会が増えることで介護予防になり、ボランティアとかかわりを持つことで地域の見守りにもなります。 ※別紙表6参照	・実施していないコミュニティの課題を把握し、高齢者の外出や社会参加の促進をしていく必要があります。 ・ボランティアの高齢者と次世代のボランティア育成に努める必要があります。 ・移動支援とは別のオンデマンドの手法が試行されていたり、民間事業所の買い物支援の取組の開始が見込まれ、活動意義や取組内容について随時、確認・検討していく必要があります。	（継続 見直し 廃止） ・庁内連携を図り、公共交通との兼ね合いを考えながら高齢者の外出支援が円滑に実施できるように体制を整備していきます。 ・民間サービスの充実を図り、高齢者がサービスを選べるような仕組みづくりを進めます。
	(5)災害時等の高齢者支援	・避難行動要支援者の要件該当者に、「避難行動要支援者登録（変更）申請書兼個別避難計画」を随時送付し、避難行動要支援者名簿を作成しています。 ・コミュニティ、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に、情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿を提供し、平常時からの見守り活動や、災害時の避難支援に備えています。	・平常時から、避難支援等関係者に、避難行動要支援者の情報を提供することが、災害時における避難支援につながることから、避難行動要支援者の情報提供同意率を上げていく必要があります。 ・災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画の作成が必要です。 ・災害時の避難や必要な支援を適切に行うための体制整備を実効性のあるものに情勢していく必要があります。	（継続 見直し 廃止） ・民生委員・児童委員や介護支援専門員等、高齢者に関わる方々の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿への登録や避難支援等関係者への情報提供の同意を推進し、平常時の見守りや災害時の避難及び支援を適切に行うことができる体制整備に努めます。 ・災害時に適切な避難支援等を行うため、地域や関係者等と連携し、個別避難計画の作成に努めます。	

大項目	中項目	小項目	事業の実施状況	課題	今後の方針（令和6年度～令和8年度計画）
【3】認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり	1 認知症施策の推進	(1) 認知症に関する普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内小学校の5年生又は6年生を対象に「認知症キッズサポーター養成講座」を継続的に実施し、認知症についての正しい知識・対応について学ぶきっかけ作りを行っています。</li> <li>市内中学校の2年生を対象に「認知症ジュニアサポーター養成講座」を実施し、小学生の時の理解をより深め、ともに助け合い支え合う地域社会の一員として、自分の役割を考える機会となっています。</li> <li>地域や企業・団体への出前講座、一般市民向けの講演会の開催。9月のアルツハイマー月間では広報の特集や丸亀城をライトアップする等、認知症の正しい知識や予防に関する普及・啓発を行っています。</li> </ul> <p>※別紙表7参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀市の子どもは、中学校を卒業するまでに2回程度は認知症について学べる機会がある状況を継続していく必要があります。</li> <li>高齢者や家族だけでなく周りの方が早期に認知症に気づき、適切な時期に相談できることが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(継続 見直し 廃止)</li> <li>教育委員会と引き続き連携し、小中学校向けの認知症サポーター養成講座を開催します。</li> <li>認知症に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいきます。</li> </ul>
		(2) 早期に対応・支援できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「丸亀市認知症ケアパス」を見直し、市民や専門医が見て使いやすいように情報提供を行っています。認知症初期集中支援チーム会議を定例開催し、初期段階からの支援を実施しています。</li> <li>認知症サポート医の同伴訪問やかかりつけ医への医師連絡を行い、支援体制の強化や、認知症サポート医の連絡会を開催し、情報共有を図っています。</li> <li>認知症等見守りSOSネットワーク会議を社会福祉協議会が実施する企業連携型巡回見守り事業連絡会と合同開催し、警察や関係機関・企業と連携を図るとともに、行方不明になった認知症高齢者に対し、迅速に対応できる仕組みを取っています。</li> </ul> <p>※別紙表8参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や関係機関にケアパスを利用し、認知症初期集中支援チーム会議へつなぐことや活用することが必要です。</li> <li>認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(継続 見直し 廃止)</li> <li>認知症を早期に見出すためのセルフチェックシートの見直しを行い、認知症の早期発見・対応に努めます。</li> <li>市民や専門職に対し、認知症の相談窓口・専門病院についての情報交換を積極的に行い、初期段階からの支援につとめます。</li> <li>認知症初期集中支援チーム会議やかかりつけ医との連携を充実させ、支援体制の強化を図ります。</li> </ul>
		(3) 認知症高齢者・家族への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人を介護する家族教室の案内を病院(医療機関・歯科医院)薬局・事業所に配布し周知・啓発することで認知度が上がりました。</li> <li>市内15か所で認知症カフェを開催し、身近な場所で地域の人とともに交流できる場として、住民の認知度も高まって来ています。</li> <li>認知症本人や家族の方が出会い・支え合い・話し合える居場所をシルバー交番員や認知症カフェのメンバーで認知症サポート医等の協力の元、「わたしの居場所～まるちゃん～」を設立しました。</li> </ul> <p>※別紙表9参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談場所の周知・啓発の充実を図る必要があります。</li> <li>現在、マルタスを利用していますが、認知症の人の声を聞く場・家族の声を聞く場の提供が必要です。</li> <li>ヤングケアラーを含む家族介護支援体制の構築が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(継続 見直し 廃止)</li> <li>認知症本人や家族の声を聞き、当事者が安心して暮らすことが出来るまちづくりを在宅医療介護連携部会等で検討していきます。</li> <li>認知症カフェの認知度を高めるとともに、委託事業所との連携や事業内容の充実を図ります。</li> <li>わたしの居場所～まるちゃん～を中心部から認知症カフェの場へ広げていけるよう検討していきます。</li> <li>ヤングケアラーを含めた介護の負担軽減に取り組みます。</li> </ul>
		(4) 認知症の人々を支える地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャラバンメイト養成講座や連絡会を実施し、地域・職域・関係機関で認知症サポーター養成講座の開催を推進し、地域の人材育成と見守りの強化を図っています。</li> <li>シルバー交番員養成講座を開催し、組織強化及び活動の活性化を図っています。</li> <li>認知症等見守りSOSネットワーク会議を社会福祉協議会が実施する企業連携型巡回見守り事業連絡会と合同開催し、警察や関係機関・企業と取り組みや対応について情報共有を行っています。また、見守り活動を行う中で、他機関との連携について不安や悩みを共有し、協議しています。</li> <li>認知症カフェやシルバー交番員との合同研修会を行い、組織力の強化を図っています。</li> <li>GPS機能付き位置情報システムの初期費用の助成を行い、行方不明の早期発見につながっています。</li> </ul> <p>※別紙表10参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー交番員養成講座を開催し、地域の支援者の人材育成と活動の活性化が必要です。</li> <li>住民や企業等、「地域の見守り力」の強化が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(継続 見直し 廃止)</li> <li>地域・職域・関係機関・企業等で認知症サポーター養成講座の開催を推進し、地域の人材育成と見守りの強化を図ります。</li> <li>シルバー交番員養成講座を開催し、組織強化及び活動の活性化を図ります。</li> <li>行方不明者の早期発見・早期対応のため、GPS機能付き位置情報システム等のICT活用に向けた事業の検討を行います。</li> <li>企業や事業主に対して、認知症への理解を深めるように啓発をしています。</li> </ul>
	2 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民向けの成年後見制度講演会や福祉・医療従事者向けの勉強会を実施し、成年後見制度の周知・啓発に努めています。また、地域の身近な場所で出前講座も行っています。</li> <li>成年後見制度や申立て手続き等の市民の相談窓口として、随時相談を受付し、家庭裁判所や専門職につなげることで、制度理解や制度活用の充実を図っています。</li> <li>相談のあったケースについては、「後見センターまるがめ」(社会福祉協議会)の運営委員会において成年後見人等の候補者の受任調整を実施しています。</li> </ul> <p>※別紙表11参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や福祉・医療従事者の成年後見制度の理解を深め、支援の必要な人の相談や発見に速やかに繋がることが重要です。</li> <li>関係者が地域における権利擁護に関する課題を共有し、関係機関が連携する場を設けることが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(継続 見直し 廃止)</li> <li>市民や関係機関の成年後見制度の理解を図るため、出前講座や講演会の開催など継続的な広報活動を実施し、身近な地域で相談できるよう相談体制の充実強化を図ります。</li> <li>地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに適切な支援に結び付けていきます。</li> <li>丸亀市成年後見制度利用促進協議会を開催し、地域連携ネットワークの充実強化を図ります。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	事業の実施状況	課題	今後の方針（令和6年度～令和8年度計画）
【3】認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり	2 権利擁護の推進	(2) 成年後見の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人養成講座を開催し、市民後見人候補者が28名となりました。令和4年度末現在4名の方が市民後見人として活動しています。また、社会福祉協議会が監督人として就任し、市民後見人の活動を支援しながら被後見人等の生活をサポートしています。</li> <li>・市民後見人として選任されていない候補者は、法人後見支援員として実践的活動を行うことで、モチベーションの維持に努めています。</li> <li>・「後見センターまるがめ」（社会福祉協議会）と連携して、市民後見人候補者のフォローアップ研修を年6回開催し、市民後見人候補者のスキルアップを図っています。</li> <li>・「後見センターまるがめ」において：専門職相談を月2回実施し相談体制の充実を図っています。</li> </ul> <p>※別紙表12参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見から市民後見人へのスムーズな移行ができるような体制づくりが必要です。</li> <li>・成年後見制度、任意後見制度に関する相談が増加しており、相談支援体制の強化が必要です。</li> <li>・成年後見制度の利用促進に合わせ、市民への「市民後見人」の活動についての理解を深めていく必要があります。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で支援が必要な方を地域の方が支援する仕組みとしての「市民後見人」の活動を市民の方が理解し、幅広く興味を持っていただくため、周知・啓発に努めています。</li> <li>・随時、市民後見人養成講座を開催し、若い世代を含めた市民後見人の養成に取り組みます。</li> <li>・市民後見人候補者が地域の認知症カフェや居場所等において、市民後見人の活動の周知・啓発及び相談ができるよう地域との繋がりを深められるよう取り組みます。</li> </ul>
		(3) 日常生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力に不安がある高齢者等が、日常生活を継続するための支援として有効に活用できるよう、相談時の情報提供等、社会福祉協議会と連携し支援を行っています。</li> <li>・この事業を有効に活用するとともに、成年後見制度の利用推進を図っています。</li> <li>・家族関係が希薄な家族ばかりでなく、重層的に課題を持たれている家族で認知機能低下した高齢者がいる場合の対応検討が必要です。</li> </ul> <p>※別紙表13参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居の方、家族との関係が疎遠な人等、金銭管理等を頼むことができる身近な親族がいない人が増加しているため、成年後見制度や生活困窮者自立支援事業等、適切なサービスにつながるよう支援していく必要があります。</li> <li>・本事業では支援できない行為（施設入所時の身元保証人、死後の葬式代などの支払いなど）を求められることが多々あることから、本事業に対する理解等の啓発の取り組みが必要です。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状態の変化に応じて、権利擁護が必要な人への支援の在り方について、後見センターまるがめ（社会福祉協議会）、地域包括支援センター、福祉課、各関係機関と連携し、本人・関係者会議の開催を行い、意思決定支援を図って参ります。</li> </ul>
		(4) 高齢者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待防止等実務者会議を開催し、関係機関とのネットワークの構築を図っています。</li> <li>・関係機関等からの通報・相談を受けた場合、早急に事実確認を行い、コア会議による判断に基づき、個別支援計画を立て支援を開始するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応専門職チームと連携を取りながら対応しています。</li> <li>・介護サービス事業所連絡会等において、高齢者虐待の知識や理解の向上のため、介護職種への権利擁護の研修や困難な事例の対応研修を実施しています。</li> <li>・高齢者虐待防止マニュアルの改訂を行い関係者に配布し、事例検討会等で活用を図り、利用促進に努めています。</li> </ul> <p>※別紙表14参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を疑う相談を含め、より早期に地域包括支援センターに通報してもらえるよう、地域への啓発活動や関係機関等との連携協力体制が継続して必要です。</li> <li>・子どもや障がい分野など、家庭内での様々な問題が複合して虐待に発展しているケースが増えてきているため、庁内の連携協力体制の構築が必要です。</li> <li>・老々介護をされている家族の数年後先を見据えた支援方策の検討が必要とされています。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待に関する、市民・事業者等への啓発を行っていくとともに、相談窓口の周知に努めます。また、庁内連携を含め、迅速に対応できる体制の強化に努めます。</li> <li>・虐待通報を受けた場合は、事実確認を早急に行い支援を進めていくとともに、必要に応じて、高齢者虐待対応専門職チームと連携を取りながら対応を行っていきます。</li> <li>・高齢者虐待実務者会議を開催し、ネットワークの構築を図るとともに、研修会や事例検討会を開催し、専門職のスキルアップや、地域への啓発活動を行っていきます。</li> <li>・高齢者虐待防止マニュアルの活用と早期発見・早期対応に努めます。</li> </ul>
【4】地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進	1 介護予防・健康づくりの充実	(1) 一般介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体操教室として「ころばんぞお～教室」「からだ楽しく教室」「介護予防のための体操教室」を保健福祉センターやコミュニティセンターで開催しています。又先の2教室については測定を行い検証し高齢者の痛みを考慮する運動処方プログラムを個人毎に提供。効果的な運動機会の創出・継続ができるようにしています。</li> <li>・口腔ケアに特化した「いきいき健口教室」を開催し介護予防に取り組んでいます。</li> <li>・介護予防体操の指導者や体操教室の運営を補助するサポーターを養成し、そこで学んだ方々が地域の介護予防を支えるボランティアの一員として、地域の様々な集まりの場で活躍しています。</li> <li>・「しゃんと体操」「食生活改善」「オーラルフレイル予防」を中讃テレビにて放映や公式YouTubeで公開する等自主的なフレイル予防の啓発に取り組んでいます。</li> </ul> <p>※別紙表15参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体操の教室のメニューが多くそれ以外の効果・検証できる取り組みが必要とされています。</li> <li>・広く高齢者誰もが介護予防に取り組める普及・啓発が必要です。</li> <li>・コロナ禍において外出自粛され、ADL低下している層へのアプローチが必要です。</li> <li>・高齢者の生活維持において重要となる「聞こえ」についての対応が必要とされています。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動に特化したものばかりではなく、ヒアリングフレイルなど、それ以外のフレイル予防等身近な場所で高齢者が集え、介護予防に取り組める新たな仕組みや啓発が必要です。</li> </ul>
		(2) 住民主体の通いの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・百歳体操を切り口に住民主体の身近な場所での集まりの場を市内で展開し、ミニ健口講座や防災等様々な継続支援を行いながら介護予防や健康づくりに取り組んでいます。</li> <li>・体操だけでなく様々な集まりの場の継続した支援を生活体制整備事業等と連動し、住民の自主性を尊重した地域ぐるみの活動に取り組んでいます。</li> <li>・互助の仕組み作りの継続に地域住民と一緒に考えています。</li> </ul> <p>※別紙表16参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で活動が縮小・休止したところがあります。</li> <li>・新規の集まりの場の広がり・充実を進めていく必要があります。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果を検証・数値化し共生社会に根付いた高齢者が役割や自主性・生きがいを持って参加できるようなやりがいがある活動の場の創設や集まりの場が必要です。</li> </ul>
		(3) 生活習慣病重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座や通いの場での理学療法士によるコグニサイズ等のフレイル予防に取り組んでいます。</li> <li>・必要時には健康づくり部門とも連携し高齢者の健康に関する問題解決に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き他機関や庁内間で連携した介護予防や健康づくりに際しての普及・啓発が必要です。</li> <li>・専門職等の多職種が連携しサポートして予防していく必要性があります。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内で連携し、一体的に取り組めるような健康づくりの場の支援が必要とされています。</li> <li>・通いの場等リハビリテーション専門職等との連携を推進し、自立支援に向けた取組みが必要です。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	事業の実施状況	課題	今後の方針（令和6年度～令和8年度計画）
【4】地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進	2 生きがいづくりと社会参加の推進	(1) 多様な学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルスの影響により、社会教育施設利用者数が令和2年度および令和3年度ともに指標を大幅に下回りましたが、令和4年度は指標に近い数字まで回復しており、さまざまな学習機会の提供につながっていると考えます。</li> <li>・税制、介護保険制度など、受講者のニーズに合った現代的な課題に対応する講座を計画、実施できました。</li> </ul> <p>※別紙表17参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度末に生涯学習センターが閉館となることに伴い、受け皿となる場所の確保や講座の開催場所や内容について大幅な見直しの検討や再構築が必要となります。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、現代的な課題に対応する講座やニーズに合った講座を実施します。</li> <li>・オンラインなど様々な方法で受講できるような環境を整えます。</li> </ul>
		(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丸亀市スポーツ推進委員連絡協議会の主催による60歳以上の市内勤務・居住者を対象としたスポーツイベント「シニアスポーツ大会」は、コロナ禍で3年間実施できなかったが、令和5年度に4年ぶりに実施でき、高齢者の生きがい、交流活動を促進しています。</li> </ul> <p>※別紙表18参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日開催なこともあり、参加者数が横ばいであり、土日開催にするか検討が必要です。また、毎年同じ種目を実施しており、新種目の組み入れが必要になっています。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、スポーツ推進委員や参加者などの意見をもとにニーズにあった大会運営を行います。</li> </ul>
		(3) 老人クラブ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進のための教室や講演、見守り活動や友愛訪問等の社会奉仕活動、スポーツ活動、文化活動等を行う丸亀市老人クラブ連合会や単位クラブの活動を支援し、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを促進しています。</li> </ul> <p>※別紙表19参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の減少や高齢化、リーダーのなり手不足により解散するクラブが増加していることから、事業主体の魅力づくりや活動の活性化に向けた取り組みが必要です。</li> <li>・他事業との連携を図ることで、新たな生きがいづくりの取り組みの検討が必要です。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生きがいづくりや社会活動への参加促進のため、老人クラブは必要な役割を果たしていることから、引き続き支援を継続し、丸亀市老人クラブ連合会には、リーダーや単位クラブ育成のための事業強化を図るよう働きかけ、単位クラブには、会員の加入を促進し活動を活性化する取り組みを行うよう働きかけていきます。</li> </ul>
		(4) 就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定年退職後等の高齢者に対して、地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的に設置された丸亀市シルバー人材センターに対し、その運営や事業の実施を円滑に行うため、経費の一部を補助するものです。</li> </ul> <p>※別紙表20参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の加入促進や、多様な就業ニーズに対応するための会員資質の向上に取り組む必要があります。また、地域の担い手・働き手として、現役世代を支える分野への就業開拓が求められています。</li> <li>・高齢者の働く内容が従前のようなものから就業の延長線上のものに変化しており、シルバーへのニーズと若干の乖離があるため、業態の再構築の協議が必要です。</li> </ul>	<p>（継続 見直し 廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生きがい充実や社会参加の促進、また、地域の担い手・働き手として、丸亀市シルバー人材センターは重要な役割を果たしていることから、引き続き支援を継続し、丸亀市シルバー人材センターには、会員の加入促進、会員の資質向上に向けた取り組みを行うよう働きかけるとともに、地域の担い手・働き手として、地域社会に貢献できる分野への就業開拓を働きかけていきます。</li> </ul>

表1 在宅医療・介護連携推進事業 実施実績

▽指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
多職種連携研修会	回	4	6	7
まんてネットの部屋の開設数	部屋	247	259	268

表2 高齢者が安心して暮らせる住まいの推進

▽指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護老人ホーム定員数	人	155	155	155

表3 介護予防・生活支援サービス事業の充実

▽指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
緩和基準型の訪問サービス(訪問型サービスA)	人	10	11	11

表4 地域の支え合いづくり(生活支援体制整備事業の推進)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活支援コーディネーターの配置	コミュニティ	6	8	9
協議体の設置	コミュニティ	6	8	9
助け合い事業実施	コミュニティ	5	7	7

表5 地域ケア会議の推進

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域ケア個別会議	回	12	15	13
地域ケア推進会議	回	1	1	1

表6 高齢者の移動支援

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者の移動手段確保事業の実施	コミュニティ	4	7	7

表7 認知症に関する普及・啓発の推進

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症キッズサポーター養成講座	15回	12	15	15
認知症ジュニアサポーター養成講座	5回	4	5	5

表8 認知症に早期に対応・支援できる体制づくり

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症初期集中支援チーム対応件数	件	44	43	37

表9 認知症高齢者・家族への支援体制の整備

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護支援講座	回	6	5	6
認知症カフェ開催	か所	14	15	15

表10 認知症の人々を支える地域づくり

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症サポーター数(累計)	人	13,250	15,454	17,544

表11 権利擁護の地域連携ネットワークの構築

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受任調整件数	件	9	7	11

表12 成年後見の担い手の確保

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民後見人候補者数	人	18	28	28
市民後見人	人	6	6	4

表13 日常生活支援の充実

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日常生活自立支援事業利用者(相談除く)	回	51	52	55

表14 高齢者虐待の防止

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
虐待防止研修会	回	3	1	3

表15 一般介護予防事業の充実

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運動教室開催回数	回	260	305	387

表16 住民主体の通いの場の充実

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
元気いっぱい！長生き体操実施場所	か所	54	51	46

表17 多様な学習活動の推進

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
社会教育施設利用者数	人	381,244	408,590	492,076
市民学級参加者数(子ども講座を除く)	人	425	502	548

表18 スポーツ・レクリエーション活動の推進

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
シニアスポーツ大会延べ参加者数	人	中止	中止	中止

表19 老人クラブ活動の充実

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
老人クラブ数	クラブ	144	142	138
老人クラブ会員数	人	6,588	6,216	5,949

表20 就労の支援

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数	人	952	913	908
受注件数	件	9,007	8,866	8,619
延べ就業人数	人	108,189	105,017	105,270